

伊奈町建築物耐震改修促進計画

平成28年3月

埼玉県伊奈町

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 伊奈町建築物耐震改修促進計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象区域及び対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

- 1 町の地震履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 町の想定地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 想定される地震の規模・被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 伊奈町地域防災計画との関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 国有及び県有建築物の耐震化の現状と目標・・・・・・・・・・ 6
- 2 住宅の耐震化の現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標・・・・・・・・ 8

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

- 1 基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 耐震化を促進するための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 耐震化を促進するための支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 耐震化を促進するための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 市街地における住宅及び建築物の耐震化・・・・・・・・・・ 12
- 6 その他の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

資料編

- 資料1：特定建築物一覧表（法第14条第1号）・・・・・・・・・・ 14
- 資料2：特定建築物となる危険物の数量一覧（法第14条第2号）・・ 15
- 資料3：地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする
おそれのある建築物（法第14条第3号）・・・・・・・・・・ 14
- 資料4：緊急輸送道路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 計画の基本的事項

1 伊奈町建築物耐震改修促進計画策定の目的

伊奈町建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物について、耐震化の措置を講ずることで、地震発生時の被害を最小限に留め、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とします。

2 本計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表-1のとおりとなります。

表-1 本計画策定までの主な経過

年 月	経 過	備 考
昭和 56 年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新基準の導入
平成 7 年 1 月	阪神・淡路大震災	最大震度 7
平成 7 年 10 月	建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）制定	
平成 16 年 10 月	新潟中越地震	最大震度 7
平成 18 年 1 月	法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「基本方針」という。）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度の耐震化率 90%の目標を設定
平成 22 年 3 月	伊奈町建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度の耐震化率 90%の目標を設定
平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度 7
平成 25 年 10 月	基本方針の改正告示	平成 32 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を設定
平成 25 年 11 月	法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化
平成 27 年 2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン ー埼玉県震災対策行動計画ー 策定	平成 32 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を設定
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	平成 32 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%を設定
平成 27 年 3 月	伊奈町地域防災計画改正	町の減災目標を設定

3 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定により、埼玉県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）に基づき策定するものです。

また、伊奈町総合振興計画及び伊奈町地域防災計画との整合を図りながら定めるものとします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

5 対象区域及び対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、伊奈町全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された以下に示す建築物とします。ただし、国及び県等が所有し管理している建築物は除きます。

※新耐震基準：昭和56年6月の建築基準法改正により、最低限遵守すべき建築物の耐震基準として定められました。

ア 住宅

町内の住宅（木造、非木造）を対象とし、戸建て住宅（併用住宅、農家住宅も含む）のほか共同住宅、寄宿舎も対象とします。

イ 法に規定される特定建築物

① 法第14条第1号における特定建築物

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上の建築物

【資料1参照】

② 法第14条第2号における特定建築物

火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

【資料2参照】

③ 法第14条第3号における特定建築物

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が県計画に記載された道路に接する建築物

【資料3参照】

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1 町の地震履歴

町の地震災害履歴は少ないですが、被害記録は旧小室村の「小室村誌」などによると、1923年（大正12年）発生の関東大震災において、全潰住家2戸、非住家16棟、半潰住家5戸、非住家4棟等の被害があったと記録されています。

なお、県下では、過去に何回か大きな地震で被害を受けています。なかでも大きな地震としては、1855年（安政2年）の安政江戸地震（M6.9）、1923年の関東地震（関東大震災）（M7.9）、1931年（昭和6年）の西埼玉地震（M6.9）、2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M9.0）が挙げられます。

近年の地震で県内の被害規模が大きいものとしては、関東地震（関東大震災）で、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒の被害が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊194棟、一部損壊16,161棟、火災発生12件の被害が発生しました。

近年の埼玉県における地震履歴については、**表-2**に示します。

表-2 埼玉県における被害地震

発生年月日	マグニチュード	地震名 (震源)	被害状況
1923.9.1 (大正12)	7.9	関東地震 (関東南部)	(関東大震災)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
1924.1.15 (大正13)	7.3	丹沢地震 (丹沢山地)	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和6)	6.9	西埼玉地震 (埼玉県北部)	死者11名、負傷者114名、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968.7.1 (昭和43)	6.1	(埼玉県中部)	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989.2.19 (平成元)	5.6	(茨城県南西部)	熊谷で震度3、茨城県・千葉県で負傷者2名、火災2件。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損。
2011.3.11 (平成23)	9.0	東北地方 太平洋沖地震 (三陸沖)	(東日本大震災)埼玉県内最大震度6弱(宮代町)、伊奈町震度5弱。 負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊194棟、一部損壊16,161棟、火災12件。 県内の被災者生活再建支援法の適用は、加須市(旧大利根町)3世帯、加須市(旧北川辺町)2世帯、久喜市10世帯。

出典：「埼玉県地域防災計画（資料編）」平成26年3月 埼玉県防災会議

参考：「埼玉県地域防災計画（本編）」平成26年3月 埼玉県防災会議

2 町の想定地震

埼玉県では、最近の学術的な知見や耐震化などの防災環境の変化に応じて「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月）（以下「被害想定調査」という。）を実施しています。想定した地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進部の最新の成果を参考にして、県内に影響を与えると推測される地震として、5つの地震を想定して概要を**表-3**に、想定地震断層位置図を**図-1**に示します。

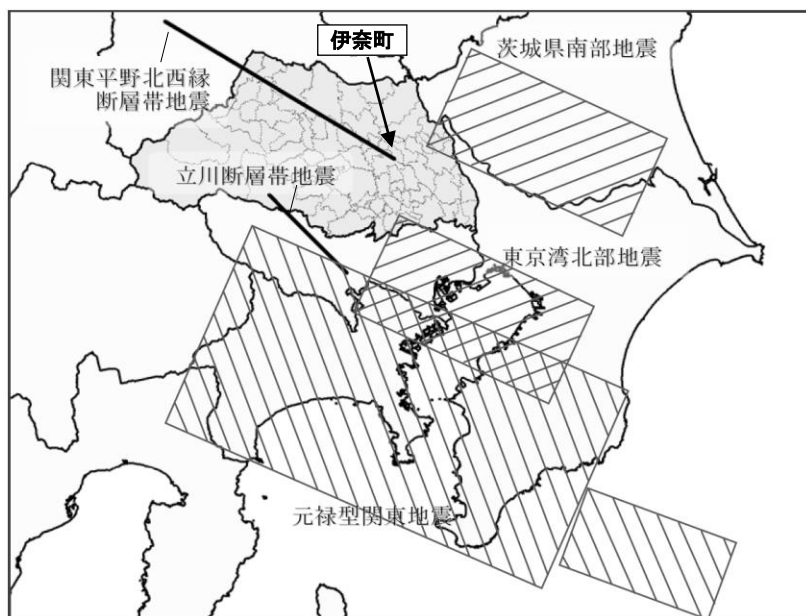
表-3 想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2.0%

注 1：※印の記述は、地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典：「埼玉県地震被害想定調査」平成 26 年 3 月 埼玉県

■想定地震断層位置図（図-1）



出典：「埼玉県地域防災計画（本編）」平成 26 年 3 月 埼玉県防災会議

3 想定される地震の規模・被害の状況

伊奈町地域防災計画によると、町に大きな被害を及ぼすと考えられる5つの地震発生を想定し、被害を予測しています。

町に最も大きな被害をもたらす地震は、最大震度7が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」であり、以下、被害の大きい順に「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「東京湾北部地震」、「立川断層帯地震」となっています。

なかでも、発生する確率は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、町の建物被害は、全壊647棟、半壊1,657棟、人的被害は、死者・負傷者数396人で、1週間後の避難者数は4,408人と想定されています。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口29,076人、下水道の機能支障人口12,649人、地震発生直後の電気の停電人口42,494人と想定されています。

4 伊奈町地域防災計画との関連性

町では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、伊奈町地域防災計画で事前対策や応急対策を定めています。本編第2編震災対策編では、被害想定調査に基づき、関東平野北西縁断層帯地震の発生を想定した減災目標と、目標を達成するための対策や項目を表-4のように設定しています。

表-4 減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を 約200人減少させる。 (約50%の削減)	・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者(1週間後)を 約2,200人減少させる。 (約50%の削減)	・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ・ライフラインの早期復旧 など

出典：「伊奈町地域防災計画」平成27年3月 伊奈町防災会議

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1 国有及び県有建築物の耐震化の現状と目標

国の中央防災会議で決定された首都直下地震に対する地震防災戦略（平成 18 年 4 月）において、全国的な住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率（平成 15 年度推計値 75%）を平成 27 年度までに 90%とする具体的な目標が設定されているとともに、「国土強靱化アクションプラン 2015」等においては、耐震化率を平成 32 年度までに 95%とする目標が設定されています。

県計画においては、住宅の耐震化率を現状（平成 28 年 3 月）の 87.1%（推計値）から 95%に、多数の者が利用する建築物のうち県内市町村有建築物は 94.6%（平成 27 年 3 月末時点推計値）を 100%に、民間建築物は 89.6%（平成 27 年 3 月末時点推計値）を 95%にという目標を設定しています。

したがって、伊奈町においてもこれらを踏まえて、耐震化率の目標を設定します。

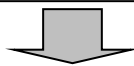
2 住宅の耐震化の現状と目標

平成 27 年 3 月 31 日現在の伊奈町の住宅総棟数は 13,141 棟（木造住宅 10,921 棟、非木造住宅 2,220 棟）で、そのうち、昭和 56 年 6 月以降に建築された新耐震基準の住宅と、昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅で耐震性があると推測される住宅は 10,670 棟（木造住宅 8,564 棟、非木造住宅 2,106 棟）で、現状の耐震化率は、約 81%となっています。

この計画において、平成 33 年 3 月 31 日における住宅の目標耐震化率を、国の基本方針及び県計画と同様に 95%と設定します。

住宅の耐震化率の現状

現 状 81%（平成 27 年 3 月 31 日）



住宅の耐震化率の目標

目標値 95%（平成 33 年 3 月 31 日）

住宅の耐震化の現状と目標

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準 の住宅			昭和 56 年 6 月 以降の新耐震 基準の住宅	計	耐震化率
	耐震性なし	耐震性あり				
	(棟)	(棟)	(棟)			
	a	b	c	d	e (=a+d)	f (= (c+d) / e)
平成 18 年 1 月 1 日	3,578	2,991	587	7,265	10,843	72%
平成 21 年 1 月 1 日	3,412	2,849	563	8,561	11,973	76%
平成 27 年 3 月 31 日	3,153	2,471	682	9,988	13,141	81%
平成 33 年 3 月 31 日* (目標)	2,706	785	1,921	11,778	14,484	95%

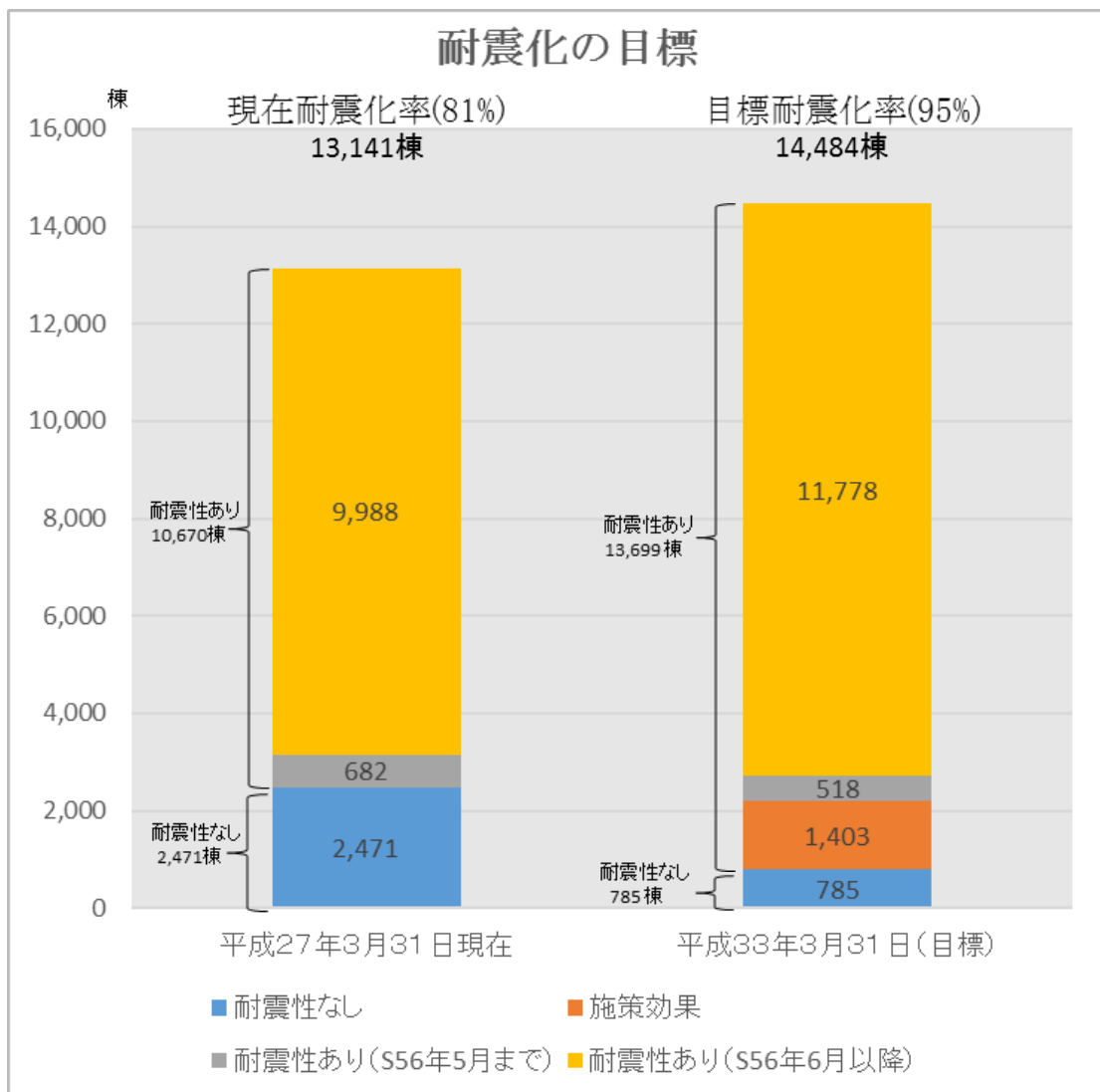
※昭和 56 年 5 月までに建築された建築物で耐震性ありの割合は、国の推計値を使用しています（木造 12%、非木造 76%）。

平成 33 年 3 月 31 日までに耐震改修又は建て替えにより耐震化が必要な棟数を推定するため、平成 33 年 3 月 31 日における昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅棟数を、過去のデータと現在のデータで比較し将来推計値を求めて算出しました。

住宅の耐震改修又は建て替えの推計から予測される耐震化の推移は、以下のグラフのとおりであり、平成 33 年 3 月 31 日における耐震性ありの棟数は、13,699 棟となります。

このことから平成 33 年 3 月 31 日の目標耐震化率 95%を達成するためには、推計で 1,403 棟の住宅の耐震化を図ることが必要です。

※「耐震化」とは、現行の耐震基準を満足する建築物とするため、建替えや耐震改修を行うことです。



3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

(1) 町有建築物の耐震化（法第 14 条第 1 号[資料 1]）の現状

法第 14 条第 1 号に規定する特定建築物（町有建築物）の棟数は 16 棟です。そのうち、昭和 56 年 5 月までに建てられた建築物は 9 棟（耐震性のある建築物の棟数は 8 棟、耐震性のない建築物の棟数は 1 棟）あります。全体での耐震化率は 93.7%です。

(2) 民間建築物の耐震化（法第 14 条第 1 号[資料 1]）の現状

法第 14 条第 1 号に規定する特定建築物（民間建築物）で不特定多数の者が利用する民間特定建築物の棟数は 71 棟です。そのうち、昭和 56 年 5 月までに建てられた建築物は 11 棟で、うち 2 棟は耐震改修済みとなり、全体での耐震化率は 87.3%です。

(3) 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号[資料 1]）の耐震化の目標

ア 町有建築物の耐震化の目標

町有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。

法第 14 条第 1 号に規定する特定建築物のうち、町有建築物の平成 32 年度末における目標耐震化率を 100%と設定します。

なお、町有建築物については、法第 14 条第 1 号に規定する規模要件を満たさない施設についても、計画的な耐震化を図るよう努めます。

イ 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物は、多くの町民が日常生活において利用する建築物であり、地震が発生した場合には、大きな被害が想定されます。

このため、県と連携して、法第 14 条第 1 号に規定する特定建築物のうち民間建築物の平成 32 年度末における目標耐震化率を 95%と設定します。

(4) 法第 14 条第 2 号に規定する特定建築物[資料 2]の耐震化の現状

法第 14 条第 2 号に規定する「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する」特定建築物は、昭和 56 年 5 月までに建てられた建築物で耐震性のないものが対象となります。総棟数は 6 棟で、全て民間建築物であり、耐震化はされていないので、今後耐震化を促進する必要があります。

(5) 法第 14 条第 3 号に規定する特定建築物[資料 3]の耐震化の現状

法第 14 条第 3 号に規定する「地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある」特定建築物は、県計画で位置づけられた緊急輸送道路（別表 1）に接する建築物であって、法施行令第 4 条で規定する要件に該当するものとします。

地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路（緊急輸送道路）に接する建築物の棟数は、2 棟です。耐震化はされていないので、耐震化を促進する必要があります。

別表 1 は、町内にある県計画に位置づけられた緊急輸送道路です。また、別表 2 は、伊奈町地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路です（資料 4）。

別表 1 埼玉県建築物耐震改修促進計画で位置づけられた緊急輸送道路

道路 管理者	路線 番号	道路 種別	路線名	区 間
埼玉県	3	主要	さいたま栗橋線	国道 16 号との交差点～国道 125 号との交差点
埼玉県	323	一般	上尾環状線	蓮田鴻巣線との交差点～国道 17 号との交差点
埼玉県	311	一般	蓮田鴻巣線	さいたま栗橋線との交差点～伊奈町役場入口交差点
埼玉県	87	主要	上尾久喜線	国道 17 号との交差点～国道 122 号との交差点
埼玉県	5	主要	さいたま菖蒲線	平塚(南)交差点～菖蒲宮本交差点

主要：主要地方道 一般：一般県道

別表 2 町指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
都市計画道路 3・4・34 伊奈東線	小針北小学校～主要地方道上尾久喜線（伊奈学園前交差点）
都市計画道路 3・5・38 大針羽貫線	主要地方道上尾久喜線（伊奈学園前交差点）～小針中学校
都市計画道路 3・4・21 伊奈中央線	主要地方道さいたま菖蒲線～東北新幹線交差部
都市計画道路 3・5・36 柴小貝戸線	伊奈町上下水道庁舎～伊奈町役場入口交差点
町道第 21 号線 第 4080 号線	都市計画道路 3・4・21 伊奈中央線（東北新幹線交差部）～南中学校

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取組方針

住宅及び建築物の耐震化を促進していくためには、その所有者等が地震防災対策を自らの問題として捉え、意識して取り組むことが重要です。

町では、住宅及び建築物の耐震化の促進によって、埼玉県一安心・安全なまちを目指し、地震に強いまちづくりの実現に向けて、国及び県の支援措置等を積極的に活用しながら、計画的に耐震化を促進していくことを基本とします。

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて、災害発生後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられます。

しかしながら、所有者等の防災に対する意識の問題、工事に関する所有者の不安、改修工事に係る費用の問題等、耐震化を妨げる様々な要因が存在します。

そのため、町では、住宅所有者に対する耐震化に関する意識啓発・知識向上のほか、住宅の耐震化のための相談窓口等の設置による環境整備、負担軽減のための制度の充実といった各種施策を総合的に実施することにより、住宅の耐震化を図ります。

(2) 町有建築物の耐震化

町有建築物については、地震発生時における災害対策本部の設置や避難所等として使用されるなど、災害対策を推進していくうえで重要な施設となります。そのため、町では、機能確保の観点から全ての町有建築物について耐震化を図ります。

また、町民が多く利用する施設については、耐震診断及び耐震改修工事を実施することにより、建築物の耐震化を図ります。

なお、耐震改修工事による耐震性能向上の目標値は、 I_s 値^{※1} 0.6 以上（木造建築物においては上部耐震構造評点^{※2} 1.0 以上）とし、用途により国からの通知等で目標値が明示されている場合はその数値以上とします。

(3) 民間建築物の耐震化

多くの者が利用する民間建築物についても、地震が発生した場合は大きな被害が想定されることから、耐震診断や耐震改修工事が進められるよう、意識啓発や情報提供の充実に努めていきます。

また、法に基づく指導・助言についても、県と連携・協力しながら、埼玉県建築物耐震改修等事業を活用し、建築物の耐震化を図ります。

※1 I_s 値：鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート構造物の地震に対する強度を示す構造耐震指標

※2 上部耐震構造評点：木造建築物の地震に対する強度を示す構造耐震指標

2 耐震化を促進するための施策

住宅の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が自らの命と財産を守るために、耐震化の必要性和重要性を認識する必要があることから、意識啓発や知識の向上に努めます。

(1) 防災マップによる情報提供

地震による危険性の程度などの防災情報を記載した防災マップを活用することにより、住民意識の向上に努めます。

また、防災マップには想定される地震の概要と地震による地盤の揺れやすさや、地盤の液状化などが記載されていることから、居住地域の災害危険度を把握するための資料として、活用していきます。

(2) PR用リーフレットや町ホームページ等を活用した情報提供

耐震診断や耐震改修工事等に関するPR用リーフレットを作成し、耐震化の重要性に対する住民意識の向上に努めます。

また、本計画や防災マップその他耐震に関する各種の情報を町ホームページに掲載し、インターネットを活用した情報提供に努めます。

(3) 地震防災をテーマとした講演会・講習会の開催

埼玉県及び関係団体と連携して地震防災に関する講演会等を開催し、地震防災や耐震化に関する意識啓発・知識の向上に努めます。

(4) 防災訓練等のイベントにおける周知・啓発活動

町の防災訓練等の各種イベント開催時には、耐震化に関するPR用リーフレットの配布等により、防災対策と併せた耐震化の重要性を周知するなど啓発活動に努めます。

(5) 広報いな、回覧等による周知・啓発活動

広報いなや自治会の回覧などを活用し、耐震化に関する必要な情報を分かりやすく提供していきます。

また、耐震診断・耐震改修工事の実施を促すための通知等についても検討していきます。

(6) 無料簡易耐震診断の情報提供等

埼玉県が実施している無料簡易耐震診断に関する情報を、出前講座や広報いな等を活用し、周知していきます。

また、埼玉県と連携・協議し、町でも申込書を受付できる体制とすることなどにより、町民の利便性の向上に努めます。

3 耐震化を促進するための支援措置

(1) 建築物等耐震化関連補助制度

耐震化に関する国・県の補助制度を活用するとともに、耐震改修に対する住民の意識向上と負担軽減を考慮しながら、旧耐震基準の建築物等の耐震診断や耐震改修工事に係る町の補助制度の利用促進に努めます。

(2) 融資制度

住宅や民間建築物の耐震化に対しては、低利で融資が受けられる「埼玉の家耐震・安心・リフォームローン」や、各融資制度等について住民に対する情報提供に努めます。

(3) 耐震改修促進税制

一定の条件を満たす住宅の耐震改修工事をしたものに対し、固定資産税の減額措置等があります。このことについて町ホームページ等で、わかりやすい啓発活動に努めます。

(4) 地震保険

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険加入による所得控除等の特例措置があることから、地震保険への加入を促進していくよう努めます。

4 耐震化を促進するための環境整備

(1) 相談窓口等の設置

建築物の所有者が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるように、耐震に関する相談窓口を設置し、国、埼玉県及び町の支援策や税の特例措置等についての情報提供や不安等の解消に努めます。

(2) 自主防災組織等との連携・協力

危機・災害発生時に、町民等が結集して地域で迅速な活動ができるように、自主防災組織や民間企業との協力体制の強化に努めます。

また、自主防災組織等の強化のため、地域活動のリーダー及び自主防災組織の指導的立場にある者を対象とした指導者養成講座等の開催に努めます。

(3) 関係団体等との連携・協力

住宅のリフォームやバリアフリーリフォーム等の機会に、同時に耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも効率的で費用も抑えられることから、関係団体等と連携・協力して、リフォーム工事時に、併せて耐震改修工事を行うように啓発・誘導していきます。

5 市街地における住宅及び建築物の耐震化

古くからの既成市街地においては、接道の不良や老朽木造住宅が密集している箇所が存在することから、その周辺においては災害時における防災性低下の要因となります。

このような状況を改善するため、計画的な基盤整備を推進します。

6 その他の安全対策

(1) 落下物の安全対策

大規模な地震では、建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、看板等の建築物の外装材の損壊・落下による被害も発生します。

そのため、地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、落下防止対策についての意識啓発に努めます。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震時には、ブロック塀等の倒壊による避難路の閉塞による避難の遅れや死傷事故等が想定されます。

そのため、危険箇所を特定するとともに、所有者への意識啓発に努めます。

(3) エレベーターの地震対策

地震発生時にエレベーターが緊急停止し、利用者が長時間にわたって閉じこめられる被害が発生しています。

そのため、県及び関係団体と連携して、既設エレベーターに対する安全性の周知と安全装置の設置を促進していきます。

(4) 家具の転倒防止対策

地震による建築物の被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によるケガや避難の遅れなどによる人的被害が起きています。

家具の固定や部屋の落下物の確認は、誰もがすぐに取り組むことができる地震対策です。

そのため、町ホームページ等に家具の転倒防止対策に関する情報を掲載するなどの意識啓発活動を行い、被災時の被害拡大の防止を図ります。

資料編

資料1：特定建築物一覧表（法第14条第1号）

資料2：特定建築物となる危険物の数量一覧（法第14条第2号）

資料3：地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（法第14条第3号）

資料4：緊急輸送道路図

資料 1 特定建築物一覧表（法第 14 条第 1 号）

法での用途区分	特定建築物の規模要件	
	階数	床面積
学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校）	2 階以上	1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積含む)
上記以外の学校	3 階以上	1,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1 階以上	1,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3 階以上	1,000 m ² 以上
病院、診療所	3 階以上	1,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	3 階以上	1,000 m ² 以上
集会場、公会堂	3 階以上	1,000 m ² 以上
展示場	3 階以上	1,000 m ² 以上
卸売市場	3 階以上	1,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3 階以上	1,000 m ² 以上
ホテル、旅館	3 階以上	1,000 m ² 以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	3 階以上	1,000 m ² 以上
事務所	3 階以上	1,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの	2 階以上	1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2 階以上	1,000 m ² 以上
幼稚園、保育所	2 階以上	500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	3 階以上	1,000 m ² 以上
遊技場	3 階以上	1,000 m ² 以上
公衆浴場	3 階以上	1,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3 階以上	1,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3 階以上	1,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	3 階以上	1,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3 階以上	1,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3 階以上	1,000 m ² 以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	3 階以上	1,000 m ² 以上

資料2 特定建築物となる危険物の数量一覧（法第14条第2号）

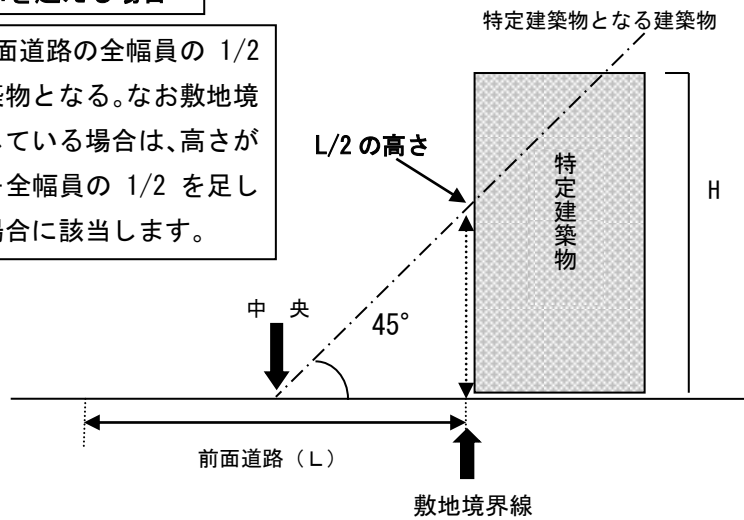
危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20m ³
④ マッチ	300 マッチトン※
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体ものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

※マッチトン matches はマッチの計量単位。1 マッチトンは、並形マッチ(56×36×17mm)で7,200 個、約 120kg

資料3 地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（法第14条第3号）

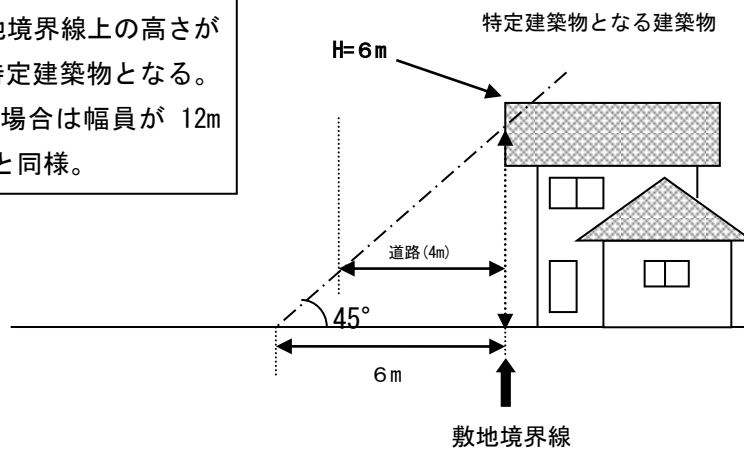
① 前面道路幅員が12mを超える場合

※建築物の高さ(H)が前面道路の全幅員の1/2を超える場合に特定建築物となる。なお敷地境界線からセットバックしている場合は、高さがセットバック分の距離+全幅員の1/2を足した距離の数値を超える場合に該当します。



② 前面道路幅員が12m以下の場合

※幅員が12m以下の道路の場合は、幅員の大小にかかわらず、敷地境界線上の高さが6mを超える建築物が特定建築物となる。セットバックしている場合は幅員が12mを超える場合の考え方と同様。



資料4 緊急輸送道路図

